

大垣市公契約懇話会 会議録

日 時	平成28年6月30日(木) 10:00～11:00
場 所	本庁3階第2委員会室
内 容	1 市長あいさつ 2 委員委嘱 3 懇話会 (1) 大垣市公契約条例について (2) 条例の施行状況について (3) 条例の目的を達成するための施策について 4 その他
出席者 (敬称略)	【委員：6名】 竹内 治彦、菱田 耕吉、渡邊 久人、栗本 理花、名和 哲彦、 箕浦 欣子 【事務局：9名】 小川 敏 (大垣市長)、寺嶋 太志 (総務部長)、永井 康 (契約課長)、 古山 樹宏、澤野 量彦、後藤 剛也、谷津 毅、勝 雅喜、臼杵 泰一
欠席者	なし
傍聴者	—
記者	—
<p>(事務局：永井課長)</p> <p>本日は大変お忙しい中、大垣市公契約懇話会にお集りいただきまして、誠にありがとうございます。わたくし、本日の司会進行を務めさせていただきます、契約課長の永井と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から、大垣市公契約懇話会を開催させていただきます。なお、本懇話会は、大垣市情報公開条例に基づき、個人情報など非公開とする事案がないことから公開とさせていただきます。また、会議録も公開となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、大垣市長からご挨拶申し上げます。</p> <p>(大垣市長)</p> <p>みなさんおはようございます。うっとうしい梅雨が続きますけども、皆様方には、大変お忙しい中、「大垣市公契約懇話会」ということで、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。</p>	

また、日ごろから、市政全般に渡りまして、色々と市政運営にお力添えいただきまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、地方公共団体における工事等の入札ということに関しましては、一般競争入札を拡大、これは不適正な自由競争を防ぐといったことで一般競争入札を拡大したり、あるいはまた、総合評価方式の導入により価格だけではなく、品質とかいろんな面で総合的に評価するといった制度を作りまして、改善が進められてきたわけでありますが、しかし一方で過当競争によります低価格入札によりまして、下請業者や業務従事労働者へのしわ寄せが懸念されるなど、新たな課題が発生しておるということでございます。こういった公契約に係る工事等の品質管理に当たっても、適正な公契約の締結や、あるいはまた、労働環境の低下防止といったことなどが望まれるということでございます。

市では、こうした課題に先導的に取り組むということで、学識経験者、各種団体の代表者及び公募市民により構成されます「大垣市公契約についての懇話会」を設置させていただきまして、条例制定に向け議論を重ねるとともに、また、パブリック・コメントなどを実施させていただき、多くの事業者のみなさんあるいはまた、市民のみなさんからご意見をちょうだいして、その意見集約を図りまして、県内の市町村では初めてとなります「大垣市公契約条例」を制定し、またこの4月1日から施行させていただいたというところでございます。

条例では、公契約につきまして基本理念・考え方を定めますとともに、大垣市及び事業者の責務並びに市民のみなさんの役割を明確にすることにより、公契約に関する適切な運用、制度の適切な運用と適正な労働条件の確保をはじめ、さらにまた若年労働者あるいはまた障がい者等の就業機会の確保・雇用機会の確保、それからまた、男女共同参画社会ということで女性活用・活躍などによる社会的責任の向上、そしてまた市内の事業者を積極的に活用することによりまして地域経済の発展などを目的としているということでございます。

このたび、公契約に関する制度の適正な運用を図るために、岐阜経済大学の副学長の竹内先生をはじめ、各団体の代表者の皆様にお集まりいただきまして、「大垣市公契約懇話会」というのを設置をさせていただいたところでございます。

これはあくまでも適正な契約、適正な運用でございます。時代が逆になると、人手不足による便乗値上げといったようことが逆の面もみていただかないといけないということもあるわけでございます。

基本的には労働環境の改善といったところが基本的な趣旨となりますが、多面的にそういったことについて、ご意見をちょうだいしたいということでございます。

この後、事務局のほうから「大垣市公契約条例」とそれに関する施策について説明をさせていただき、会長をお願いします竹内先生を中心としてご意見などをお伺いさせていた

だくということでございます。

今後、「大垣市公契約条例」がよりよい制度として運用していけるよう期待し、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(事務局：永井課長)

ありがとうございました。

それでは、続きまして、次第の「2. 委員委嘱」に移らせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の資料No.1の「大垣市公契約懇話会設置要綱」の第1条をご覧くださいと存じます。先程の市長からのご挨拶にもありましたように、市が発注する工事等の契約、いわゆる「公契約」に関する制度の適正な運用を図るため、「大垣市公契約懇話会」を設置させていただきました。次に、第2条ですが、この懇話会の所掌事務は、大垣市公契約条例の施行状況に関すること、条例の目的を達成するための施策に関すること、などについての審議をお願いいたします。懇話会の委員は、第3条に掲げる方ということで、本日お集まりいただきました皆様に委員を委嘱させていただくものでございます。また、委員の任期は、第4条にありますように、2年間となっておりますので、皆様、よろしくお願い申し上げます。それでは、ここで、市長から委嘱状をお渡しします。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。委嘱状をお受取りいただきましたら、ご着席をお願いいたします。

(大垣市長)

竹内治彦様、委嘱状、平成28年6月1日から平成30年5月31日まで大垣市公契約懇話会委員を委嘱します。平成28年6月1日、大垣市長小川敏。

お世話になります、よろしくお願いいたします。

菱田耕吉様、以下同文でございます。

渡邊久人様、以下同文でございます。

栗本理花様、以下同文でございます。

名和哲彦様、以下同文でございます。

箕浦欣子様、以下同文でございます。

(事務局：永井課長)

ありがとうございました。それでは「大垣市公契約懇話会設置要綱第5条第2項」の規定に基づき、竹内委員さんに会長を、菱田委員さんに副会長をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

大変申し訳ございませんが、市長は、他の公務により、ここで退席させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

(大垣市長)

お世話になります、よろしくお願ひします。

(事務局：永井課長)

それでは、次に次第の「3. 懇話会」に移りたいと存じます。ここからの進行は竹内会長さんにお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

(竹内会長)

ご指名によりまして、これから会長ということではじめさせていただきます。

この懇話会、大変注目されているようで私も突然、新聞社の方から電話がかかってきて、記事に大きく載りました。東海地域で一番早いということですね。

それでは、(1)大垣市公契約条例、(2)条例の試行状況につきまして事務局から説明をお願ひします。

(事務局：古山主幹)

みなさん、おはようございます。契約課の古山と言います、よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。(1)大垣市公契約条例について、(2)条例の施行状況につきまして、説明させていただきます。地方公共団体における工事等の契約、いわゆる公契約に係る入札につきましては、これまでも改善が進められてきましたが、過当競争による低価格入札、それに伴う下請事業者や労働者へのしわ寄せなど、新たな課題が発生しており、適正な公契約の締結や労働環境の低下防止などが望まれています。こうした中、市におきましては、適正な公契約を通じた豊かな地域社会の実現に向け、速やかに必要な措置を講ずる必要性を感じておりました。大垣市公契約条例の制定に向けた取り組みにつきましては、昨年度、幅広い分野の方々からの意見集約を目的として、学識経験者、各種団体代表者及び公募市民からなる「大垣市公契約についての懇話会」を設置し、大垣市公契約条例の内容についてご検討をお願ひし、条例(素案)のご提言をいただきました。その後、さらに広く事業者及び市民からご意見をお伺いするため、条例(素案)についてのパブリック・コメントを実施し、ご意見をいただいた上で、市議会に提案、制定されております。資料No.2をご覧くださいと思います。こちらは、後ほど話をさせていただきます、「労働条件チェックリスト」を行なっていただく事業所を始め、窓口で配布をしているチラシになります。表紙をめくっていただきますと、中に「大垣市公契約条例」がはさみこんであります。チラシのほうには左ページにその公契約条例の概要、右ページに労働

条件チェックシートの概要、最後のページにはチェックシートの様式が示してあります。それでは、大垣市公契約条例について、まず説明させていただきますので、はさみこんであります大垣市公契約条例をご覧ください。

条例は、5章編成で、21の条文で規定しております。第1章は「総則」でございます。第1条は「目的」を定めておりまして、この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用及び社会的責任の向上を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを目的としております。

次に、第2条は「定義」で、この条例における「公契約」、「事業者」、「下請負者」、「事業者等」、「社会的責任」の用語の意義について、規定しております。

次に、第3条は「基本理念」でございます。公契約が実施されるに当たっての基本的事項について、規定しております。

次に、第4条から第6条までは、第3条の「基本理念」に基づく、「市の責務」、「事業者等の責務」、「市民の理解と協力」について、規定しております。

次に、第2章は「公契約の適正化」でございます。第7条は「契約方法」、第8条は「契約条件」で、公契約の締結や、公契約の適正な履行の確保のために必要な事項を規定しております。

次に、第9条は「適正な価格の積算」でございます。市が公契約の予定価格を定める場合や、事業者等による公契約履行の場合の積算方法について、規定しております。

次に、第10条から第12条は、公契約の発注における「規模」や「時期」、契約に基づく「支払」の適正化について、規定しております。裏面にまいりまして、第3章は「適正な労働条件の確保」でございます。第13条は「適正な労働条件の確保」で、「事業者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない」と規定しております。

次に、第14条は「報告及び調査」で、「市長は、適正な労働条件の確保のため必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる」と規定しております。

次に、第15条は「指導等」で、「市長は、第14条の報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、速やかに是正するために必要な指導をすることができる」としており、また、「事業者は、指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときは市長に報告しなければならない」としてあります。

次に、第16条は「下請負者との契約」で、事業者等と下請負者との間における対等な立場での契約の締結について、規定しております。

次に、第4章は、「地域経済の健全な発展」でございます。

第17条は「市内事業者の活用」で、「市は、公契約を発注するときは、市内事業者の積極的な活用に努めなければならない」としており、また、「事業者等は、公契約の履行に当たり、下請負者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めなければならない」としております。

次に、第5章は「雑則」でございます。第18条は「意見聴取」で、公契約に関する制度の適正な運用を図るため、学識経験者や事業者などからの意見聴取について、規定しております。こちらの規定に基づき今日の懇話会を開催しております。

第19条は「実施状況の公表」で、公契約に関する制度の適正な運用を図るために講じた措置状況の公表について、規定しております。

第20条は「指定管理者の指定等」で、公の施設の管理を行う指定管理者の指定等における留意事項について、規定しております。

次に、第21条は「委任」で、「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」としております。

最後に、附則でございます。この条例の施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行し、同日以後に締結する公契約について適用してまいります。

このように「大垣市公契約条例」は、公契約についての基本理念を定めるとともに、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用、適正な労働条件の確保をはじめ、若年労働者や障がい者等の就業機会の確保、男女共同参画の推進などによる社会的責任の向上、市内事業者の積極的な活用による地域経済の発展などを図っていくものとなっております。

続きまして、2番の条例の施行状況についてご説明させていただきます。

資料No.3をご覧くださいと思います。

大垣市公契約条例施行規則になります。

大垣市公契約条例の3章で規定する「適正な労働条件の確保」を図るため、「大垣市公契約条例施行規則」を定め、元請業者に対して、公契約締結後速やかに、労働関係法令の遵守状況や業務に従事する労働者の最低労働賃金単価を報告していただく「労働条件チェックシート」の提出を求めています。

報告対象は、第4条にありますが、予定価格が500万円以上の工事請負契約、予定価格が500万円以上の建設工事に係る業務委託契約、清掃業務委託契約、それから警備業務委託契約となっており、いずれも平成28年4月1日以降に公告する一般競争入札及び参加者を指名する指名競争入札により締結する公契約について適用してまいります。

報告内容は1番目としまして、労働条件に関すること、2つめに賃金に関すること、3つめに安全衛生に関すること、4つめに労働者の適正な労働条件の確保に関する下請業者へ

の指導等に関する事、それから5番目に業務に従事する労働者の最低労働賃金単価となっております。

こちらをご提出いただきまして、報告の結果などによりまして、適正な労働条件が確保されていないというときは、元請業者に対して報告を求めて調査を行うとともに、3号様式になりますが、「是正指導書」により是正指導を行なってまいります。是正指導を受けた業者は、速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、是正措置に応じたときは、市に報告しなければならないと条例で定めております。

また、チェックシートの提出については、契約締結時の特約条項として追加していますので、報告を拒否する場合は、「大垣市入札参加資格停止等の措置要領」等に基づき、契約違反として入札参加資格停止などの措置を行いたいと思います。

下請業者や労働者から通報があった場合は、再度、事業者に対して報告を求め、調査を行ないます。

以上、(1)大垣市公契約条例について、(2)条例の施行状況について、説明させていただきました。よろしくお願いたします。

(竹内会長)

ありがとうございました。

それでは今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

(竹内会長)

私から1点、条例で14条、施行規則で4条の報告および調査について、市長は、適正な労働条件の確保のため必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

チェックシートに問題のあることを記載されていたら、それはすぐ対応だと思えますが、そのようなことは考えにくいわけで、そうではない形で、労働条件の確保のために必要があると認められる事態が発生すると思えますが、これは、どういう事態を想定していて、どういう手続きで調査を進めていくお考えなのか。

(事務局：寺嶋部長)

具体的にはチェックシートを提出していただいて、労働関係法令を遵守しているかのチェック、最低賃金が支払われているかのチェックができると思います。

会長さんが言われているのは、(最低賃金を)払っていませんとかは普通は書かれないでしょう、と。

(竹内会長)

普通は書かれないでしょう。

(事務局：寺嶋部長)

先ほど担当のものから説明しましたとおり、下請け業者や労働者の方からも通告することができるようにしてございまして、その通告は市のほうにさせていただく。

報告はこうなっていますが、どうなっていますか、と再度調査する仕組みとしています。

(竹内会長)

そこなんです。おそらく何らかの情報提供があって、それに対してのリアクションをとると。それをどういう形でやっていくのか。私は入札の適正化という形の委員もほかのところでもやらせていただいているんですが、それも通告に対してリアクションを行うものですが、そのときの手続きは全部決められているわけです。今回のこれは、課長のご判断で進んでいくのか、通告があったことに対して、どういう手続きになっていくのか。

(事務局：寺嶋部長)

まず、契約課に通告があると思いますので、契約課の中で判断がされて、その後、部長・副市長・市長とこういう状況ですと報告した上で、再度チェックシートの内容に不備があるのかどうか調査をすることになります。

最終的には市長判断になりますが、権限としては課長権限で取り組む。もし虚偽ということがありましたら、是正措置をだすと。そのときは市長名でだします。

(名和委員)

いまの関連ですけど、施行規則の第4条第3項にある「報告を求め、又は」とありますが、私は「又は」はいらないと思いますが。

どちらかになるわけでしょ。報告又は調査となってしまう。

報告を求めて、確保が出来てないことから調査を行うのではないですか。「又は」はいらないと思いますよ。

(事務局：寺嶋部長)

法律的な書き方になるのですが、報告を求めずに調査を行うこともあります。

要するに通告のあった場合に報告を求めずにこちらから調査をすることもありますが。そういう意味での「又は」です。

基本的には報告を求めて、それがどうかということ調査するのですが、手順的には報

告を求めずにこちらから積極的に調査することもあるということです。

そのような意味合いですので。

(名和委員)

そうすると、「なお書き」などにすればよいのではないですか。

(竹内委員長)

一応、これは条例ですので、条例の文言を変えるのは大変な手続きになりますので。これはこれで。

(事務局：寺嶋部長)

書きぶりのことだけですので。仰っていることは良くわかります。

(竹内会長)

文言のチェックにつきましては、かなり入念に確認しておりますので。

基本的にはどちらかというといレギュラーな事態に対してどういう対応になるか。最終的には市長名で文書をだすということで、調査を実行されるということですので。

私もこの第三者委員会に諮られるのかどうかを確認したかったものですから、この質問をさせていただいたんですけど、おそらく、そういう案件がありましたら、そんなに頻繁に開かれる会ではありませんので、(開催したときに)そこでご報告いただくという形でよろしいでしょうか。

(事務局：寺嶋部長)

条例の趣旨は会長さんが言われたもの以外に、こういうことをやります、という抑止力を発揮させるのがまずの目的です。

(竹内会長)

では、条例と施行規則について、よろしいでしょうか。

(渡邊委員)

ちょっといいですか。運用の話の確認になりますが、いま部長が「抑止力」という言葉を使われて、基本的にはこのチェックシートは自己申告になると思いますが、これは種明かしをされるかどうかは別なので、熟慮される部分もあるのかもしれませんが、たとえば36協定が出されているか確認をされますか。

通報があったときの対応なのか、実際に入札をするかどうかの段階で、市役所が（労働基準）監督署に出向いて、本当に届出がされているかどうか事前にされるものなのか。一方で抑止力という見地で考えれば、チェックリストの中で良心の呵責を信じて通すのか。そのあたりの運用はいかがでしょうか。

（事務局：寺嶋部長）

内容が本当に正しいかどうかはチェックします。虚偽をしても駄目です、ということは前面に押し出していきます。

（竹内会長）

そうしましたら、条例の施行状況についてはよろしいですね。

はい、そうしましたら(3)条例の目的を達成するための施策について。

（事務局：古山主幹）

それでは、(3)番の条例の目的を達成するための施策についてご説明をさせていただきます。資料No.4をご覧くださいと思います。

大垣市公契約条例の基本理念であります、公正性、透明性及び競争性の確保を図り、適正な労働条件の確保、若年労働者や障がい者等の就業機会の確保、男女共同参画の推進など、社会的責任の向上に努め、地域経済及び地域社会の健全な発展を図るため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」それから、「発注関係事務の運用に関する指針」の趣旨を踏まえまして、平成28年4月1日以降に入札公告または指名通知を行なう建設工事から、入札制度の見直しを行なっております。

まず、一つ目としましては、競争性・透明性の高い一般競争入札を確実に推進するために、一般競争入札の対象金額を見直しまして、「設計金額3,500万円以上のすべての工事」から「設計金額2,500万円以上のすべての工事」に対象を変更しております。

二つ目といたしまして、主観的事項審査、主観点数と言っておりますが、この評価基準、評価項目の見直しを行なっております。

大垣市入札参加者資格名簿に、大垣市内の本店、支店または営業所で登録されている建設工事の業者を対象に主観点数を導入しております。これまでの経営事項審査総合評点値、いわゆる客観点数と、市が定める工事成績や地域貢献など、評価項目ごとの主観点数の合計、総合点数で入札参加資格者の順位付けを行う基準としております。

評価基準の見直しといたしましては、これまでは工事成績評点が71点以上の場合1点につき5点が加算されておりましたが、工事成績評点を76点以上の場合に加算するように変更しております。

また、評価項目の見直しといたしましては、新たに「若年労働者及び女性技術者の雇用状況」「市内居住者の雇用状況」「消防団協力活動に従事するものの雇用状況」といったことを追加しております。

2ページの方をご覧くださいと思います。

三つ目としまして、品質確保やダンピング受注による下請業者へのしわ寄せ防止の強化を図るため、低入札価格調査制度の見直しと失格判断基準の導入を行なっております。

低入札調査基準価格につきましては、「予定価格4,000万円以上のすべての工事」としておりましたが、4月以降「予定価格2,500万円以上のすべての工事」を対象として変更しております。

また、それに伴いまして、計算方式の方も変更しております。変更前は建設工事とそれ以外の工事等の区分で計算式が異なりましたが、変更後につきましては、土木系の工事、建築系の工事、機械器具設置等の三つの区分で計算式を設けております。

また、失格判断基準につきましても、予定価格2,500万円以上のすべての工事を対象に新たに導入しております。失格判断基準の計算式につきましても低入札調査基準価格と同様に、土木系、建築系、機械器具設置等のそれぞれに計算式を設けております。失格判断基準の価格を下回る入札につきましては、低入札価格調査を行わずに無効となります。

3ページの方をご覧くださいと思います。

四つ目は、建設業者への社会保険等の未加入対策を進めております。

公平で健全な競争環境を構築するためにも、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を、確実に契約の相手方とすることで、労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることから、元請業者に対して社会保険未加入業者との契約締結を禁止する措置や、下請業者も含めまして、建設業者の社会保険未加入対策を行なっております。

最後の五つ目になりますが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針」に基づきまして、総合評価方式を積極的に活用してまいります。

総合評価方式につきましては、これまでの競争入札の価格のみで落札者を決定する方法とは異なりまして、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加えまして、品質や施工方法等を総合的に評価いたしまして、技術と価格の両面から見て最も優れた事業者を落札者とする方式でございます。

これによりまして、公共工事の品質向上が図られ、安全性、効率的かつ経済的な社会資本の整備や民間の技術開発の促進に寄与するものでございます。

以上、(3)条例の目的を達成するための施策について、ご説明させていただきました。

よろしくお願いたします。

(竹内会長)

はい。ありがとうございました。それでは、ただ今の「目的を達成するための施策」について何かご質問ございますでしょうか。

いくつか拡大という事が言われておるんですけども、拡大によって、だいたい件数がどういう流れかという事についてご説明いただけますでしょうか。

(事務局：古山主幹)

一番最初の項目にありました一般競争入札についてですが、3,500万円から2,500万円という事でございますが、平成27年度におきまして、3,500万円以上の一般競争入札の件数が40件ございました。また、平成27年度指名競争入札の中で、2,500万円以上の案件につきましては、20件ございましたので、平成27年度の状況で見ますと、40件から60件、20件ほど増えるのではないかと考えております。

(竹内会長)

この分野というのは、労働局の管轄になりますけども、なかなか労働条件ですってというのが、きちっとこう規定を設けて浸透していないというのが、どう浸透させるかという事で、社会保険労務士さんと連携しながら、いろいろな取り組みされているところなんですけど、そういった中で、チェックシートの内容を、「なんだ、こんなのあたり前じゃないか」というところなんですけど、実はなかなか小さな事業所さんですと、しっかりされてないところも実態としてあるところだと思うんですけども、3ページのところの社会保険等未加入業者からの申請を受け付けないというのは、あたり前といえばあたり前ですが、ひょっとしたらすごい厳しいのかなというところもあるわけですけども。まあ順調にこう推移していくということなんですかね、特に厳しいという声もなく。社会保険等未加入というのが、何をもって、要するに請負契約的にしてしまえば、たぶん社会保険に加入しなくて済むなんて思うので、それであれば、未加入というこの条件というのは達成していけるというところですかね。

今のところ、これによって困るというのは聞いた事はないですか。

(事務局：寺嶋部長)

特にはないです。

(竹内会長)

例えば正社員の枠というものは限定されていて、非正規の方だったり、あるいは請負的な契約を結ばれている自営的な、自営者との請負契約ですけども、いらないというのが多

いんじゃないかと。

(事務局：寺嶋部長)

資料No.4の主旨としては、一般競争入札を拡大したというのは、競争原理をさらに取り入れたと、今回2,500万円以上ですけども、将来的には1,000万円以上にしたいという思いがあります。

それから、2番目の主観点数の導入ですが、市内本支店のみに加点しているんですけども、市内事業者の積極的な活用という主旨でございまして、評価基準の見直しの、この点数が71点から76点に上げたっていうのは、上げた事によって、評価が厳しくなりますので、工事の品質が上がってくるという主旨でございまして。点数を上げた事で初めて加点されるようになりますので、頑張らないと加点されないと。

それから、見直しの若年労働者から消防団については、社会的責任の向上といったところですよ。

それから、2ページの方の低入札調査制度の見直しと失格判断基準の導入というのは、国の基準に合わせて、調査基準価格を設けるようにしまして、中身の計算式を見ていただくと例えば④の一般管理費が、30%が55%になってますので、価格的には基準価格が上がるといふ事になりますので、ちょっとでも低い価格で入れてくると調査の対象になるという事になります。さらにあまりにも低い価格になると「失格基準価格を下回っているのでアウトですよ」というカタチを採っております。

それから、4番は社会保険は先ほどご説明した通りで。

5番の総合評価につきましては、大垣市ではこれまで年間で多くて2件ぐらいしかやってなかったんですけども、要するに価格だけで勝負してたんですが、今後2,500万円以上の、要するに一般競争入札のすべてで導入するという事ですので、おそらく県内では一番多くの数になるんじゃないかと思っております。

(竹内会長)

工事契約の分ですと、予定価格というのが事前に調査されて、予定価格が出されて、ものによってはもう、予定価格ギリギリで出てきます。ものによってはもうとんでもなく低いのがあつたりするというのが、まず工事ではなくて物品の調達だと本当にすごい差があつたりすることがありますけども。工事については、あんまり低いものについてはおかしいものはチェックすると。まあ抑止力というか、さきほど申し上げましたが、なかなか下請けの方になりますと、小さな事業所さんになりますと、悪意ではなく、そもそも制度が未整備というような状況がある、あつたということで、こういうことが浸透していくと、全体的に条件を高めるということでは非常に効果はあるのかなと思います。年間約60件と

いう件数について実施していくということですので、今後どうなっていくのか見ていきたいと思います。

ほかにご発言はございませんか。それでは、その他。

事務局の方から何か。その他何かありますか。

(事務局：永井課長)

その他なんですけども。何か全体を通して何かご質問、ご意見があれば。

(竹内会長)

委員の皆様からもないという事で。

(事務局：永井課長)

よろしいですか。

(竹内会長)

はい。以上で懇話会の方は終了させていただきますので。

(事務局：永井課長)

はい。ありがとうございました。竹内会長さん、また委員の皆さんどうもありがとうございました。

これにて公契約懇話会を終了させていただきますので、お気をつけてお帰りくださいませ。本日は誠にありがとうございました。